



厚生省発老第47号

平成11年4月5日

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘 殿

厚生大臣 宮下 創平

諮 問 書

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を別添要綱のとおり制定することについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第14条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

(別添要綱より抜粋)

二 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

市町村介護保険事業計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第一に掲げる事項とする。

1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

参酌標準（市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものをいう。以下同じ。）に即して、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その根拠を示すことが必要である。この場合においては、可能な限り、寝たきり、痴呆等の予防のためのサービスの提供の効果を考慮することが望ましい。

2 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

介護給付等対象サービスの事業を行う者の確保に関する計画等の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めることが必要である。この場合においては、介護給付等対象サービスの事業を行う意向を有する民間事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等の多様な事業者の参入を促進する方策の工夫を図ることが必要である。

別表第二

一 居宅サービス及び居宅介護支援

- 1 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所介護又は通所リハビリテーション並びに短期入所生活介護又は短期入所療養介護
次に掲げる組合せを標準として、居宅要介護者等の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。

	要支援		要介護1		要介護2		要介護3			要介護4			要介護5				
	通所型	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型	痴呆型	医療型	通所型	訪問型	痴呆型	医療型	通所型	訪問型	
訪問介護 (回/1週)		2	3	5	3	5	5.5	7.5	1	6.5	9.5	8.5	1	8.5	12	13	9
うち巡回型 (回/1週)							7	7		7	7	7		7	14	14	14
訪問入浴介護 (回/1週)												0.5					0.5
訪問看護 (回/1週)		0.25	1	1	1	1	1	1	0.5	3	2	2	0.5	3	2	2	3
訪問リハビリテーション (回/1週)										1		1		1		1	1
通所介護 又は 通所リハビリテーション (回/1週)	2	1	2	1	3	2	3	2	4	0	1	0	5	0	1	0	0
短期入所生活介護 又は 短期入所療養介護 (週/6月)	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	6	6	6

(注1) 「通所型」とは、居宅要介護者等が主として通所サービス（通所介護又は通所リハビリテーション）の利用を希望する（痴呆型を除く。）、「訪問型」とは、居宅要介護者等が主として訪問サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護又は訪問リハビリテーション）の利用を希望する場合（医療型を除く。）、「痴呆型」とは、居宅要介護者等のうち要介護3又は要介護4に該当するもの（痴呆の状態にあるものであって寝たきりの状態にないものに限る。）が主として通所サービスの利用を希望する場合、「医療型」とは、居宅要介護者等のうち要介護3、要介護4又は要介護5に該当するもの（治療を必要とする状態にあるものに限る。）が主として訪問サービスの利用を希望する場合をいう。
(注2) 訪問介護については、1回当たり1時間程度（巡回型にあっては、1回当たり30分程度）を単位としている。
(注3) 居宅要介護者等の利用に関する意向を勘案して、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所介護若しくは通所リハビリテーションの利用に代えて、訪問入浴介護の利用を見込んで差し支えない。

2 居宅療養管理指導、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護及び福祉用具貸与並びに居宅介護支援

居宅療養管理指導	居宅要介護者等（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則としてかかりつけ医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要介護者等の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
痴呆対応型共同生活介護	要介護者であって痴呆の状態にあるものの数及び利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
特定施設入所者生活介護	現に利用している者の数を勘案して、量の見込みを定めること。
福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、歩行器等の主要な福祉用具について、居宅要介護者等の要介護状態区分及び状態像に応じた、居宅要介護者等の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。
居宅介護支援	居宅要介護者等が原則として利用することを前提として、居宅要介護者等の数を勘案して、量の見込みを定めること。

二 施設サービス

介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス	介護保険施設の利用者の総数の見込みについては、目標年度における65歳以上人口のおおむね3.4%を標準として、定める必要がある。この場合においては、目標年度における65歳以上人口に対する75歳以上人口の割合の見込みを勘案した補正を行うことが望ましい。 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の利用者の数の見込みについては、おおむね8：7：5程度の比率を参考として、地域の実情に応じて定める必要がある。
--	---